

公立大学法人国際教養大学の中期計画の変更認可について

高等教育支援室

1 変更に係る法律上の手続等

- 地方独立行政法人法において、地方独立行政法人は、中期目標の指示を受けたときは、これを達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない、これを変更しようとするときも、同様とされている。(法第26条第1項)
- また、知事が認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。(法第78条第4項)

2 変更認可申請の内容等

(変更理由)

- 現行の中期計画において、現在の2課程(グローバル・ビジネス課程及びグローバル・スタディズ課程)を1学科(国際教養学科)に再編を図るほか、既存の学生宿舎の老朽化に伴う新たな学生宿舎への建替えを行うに当たり、これらに関連する内容を追加、修正する必要がある。

(変更内容)

- 中期計画「Ⅱ 教育研究に関する目標を達成するための措置」の「1 教育の充実」 「(1)国際教養教育の充実、⑨」を追加するほか、「Ⅴ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画」「1 予算(平成28年度～平成33年度)」などの所要の変更を行う。

3 今後の対応方針等

- 文部科学省と学科設置に係る事前協議を進めるほか、複数の学問分野にまたがる学際的な科目を柔軟に履修できるよう、教育カリキュラムの横断的な運用を図る。
- また、学生宿舎の整備にあたっては、県内企業の受注機会を確保するとともに、県産材の利用に対する評価基準等を検討する。